

**三重県初**

# 小学校の受水槽に蛇口を設置！

～災害時の応急給水に利用～



平成30年1月19日

# 災害時等の大規模断水時における給水活動の現状と課題

避難所A

避難所B

避難所C



給水場所ごとに、水道局職員  
や給水車が常駐しなければ  
ならない

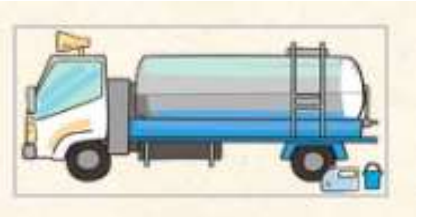
給水車の到着を待つ避難者

災害発生から数日間  
は応援職員および給水車が不足

配水池など  
給水車が水を  
補給する場所



全国各地からの応援



# 応急給水拠点強化への取り組み①

大規模災害時における効率的な飲料水の確保が必要

市民の皆さんから「受水槽の水を飲料水として活用しては」との要望が有

水道局では、給水車および人員等の確保が課題

市の公共施設に設置されている受水槽の活用を検討

- 常時利用されていて、災害時に中心的な役割を担う施設
- 受水槽への補給時に給水車の通行が可能な施設

検討

市民の皆さんの身近な避難場所である各小学校の受水槽を活用

受水槽（各校 $8\text{m}^3\sim 45\text{m}^3$ ）に専用の蛇口を設置すれば  
大規模災害や水道事故時において、飲料水として提供が可能

水質や衛生面でも問題がないため、応急給水として迅速な対応が可能

# 応急給水拠点強化への取り組み②

平成30年度  
各小学校の受水槽に蛇口を5カ所設置



イメージ

高架水槽

拡大

フェンス

受水槽

蛇口5カ所

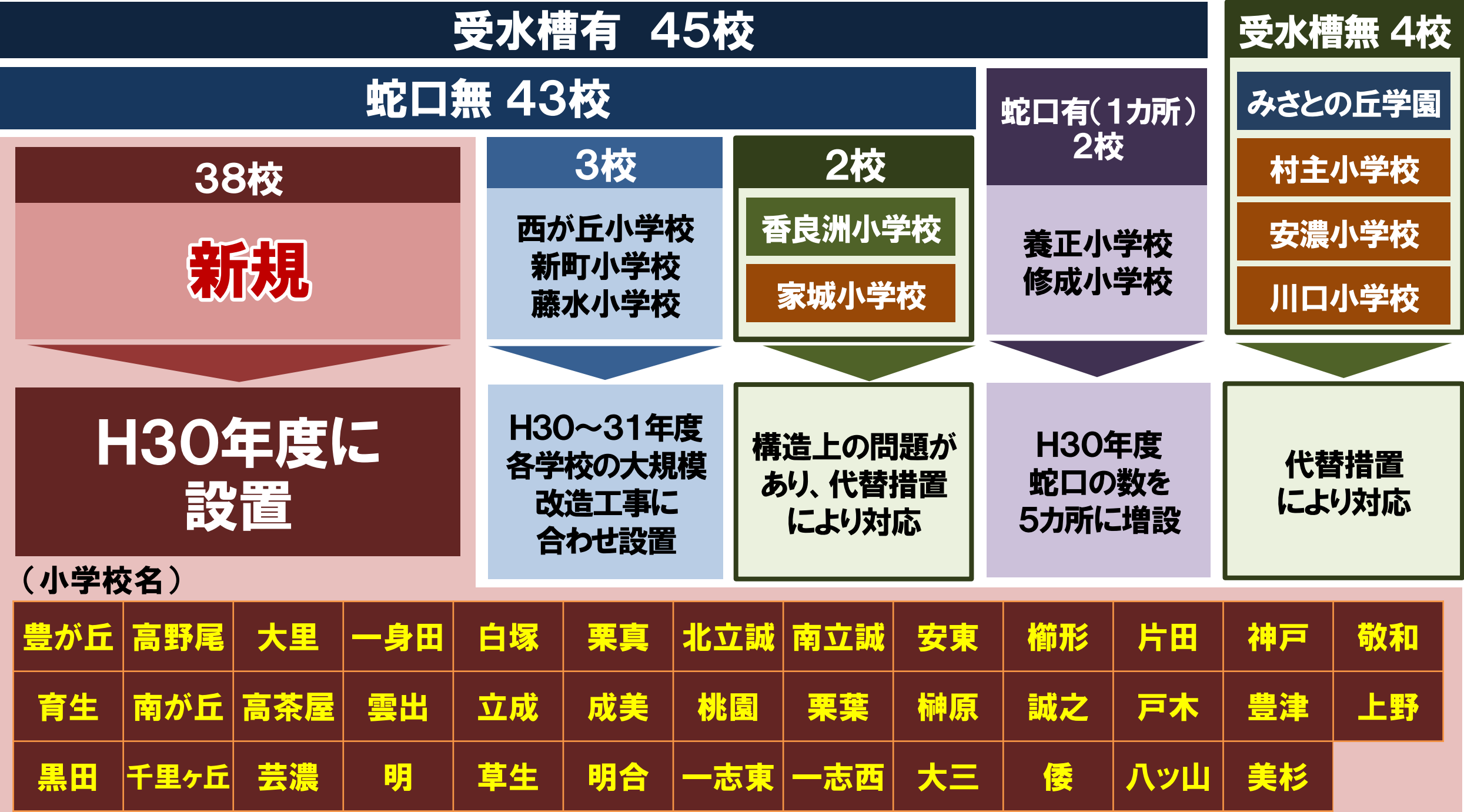
フェンス

受水槽

※受水槽方式: 高さのある公共施設やビルなどは、建物内の水道に送る水圧が確保できないため、配水管から送られてきた水道水をいったん受水槽に貯水した後、ポンプでさらに高架水槽へくみ上げる受水槽方式がとられます。

蛇口設置計画の概要

市立小学校49校（義務教育学校を含む）



# 代替措置とした6校への対応

## 香良洲小学校

近隣の香海中学校に設置されている受水槽へ蛇口を5カ所設置

## みさとの丘学園

近隣の配水池（みさとの丘配水池）施設へ蛇口を5カ所設置

村主小学校・安濃小学校・家城小学校・川口小学校

トラック積載用給水タンク  
または組立水槽で対応



トラック積載用給水タンク



組立水槽

# 確保できる水量および運用

## 確保できる 水量

約800m<sup>3</sup>（代替措置含む市内49小学校分）  
※1人当たり1日3リットルとして、8万9千人分を3日間分

## 運 用

### 大規模災害時

- 受水槽入り口フェンスの鍵の開閉は、避難所要員および学校施設管理者が対応
- 市民自らが、直接蛇口からの水の利用が可能
- 受水槽に水の補給が必要な場合は、避難所要員および学校施設管理者が、その都度水道局へ連絡

### 平時

水道管路の事故等による大規模断水時は、水道局が給水対応

## 事業費

**約1,000万円**【平成30年度津市水道事業会計当初予算に計上予定】

※ 平均 約230,000円×42力所

42力所：新規38力所＋養正小学校＋修成小学校＋香海中学校＋みさとの丘配水池

# 災害時等の大規模断水時における給水活動のこれから

受水槽に蛇口をつければ・・・

避難所A

受水槽



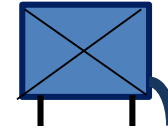
避難所B

受水槽



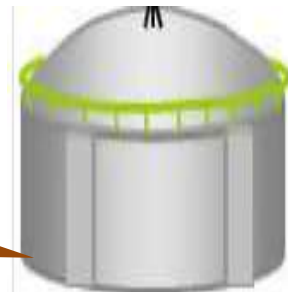
避難所C

組立水槽



1台の給水車で複数力所の受水槽等へ巡回給水が可能

配水池など給水車が水を補給する場所



- 市民自らが、直接蛇口から水を利用できる
- 水道局職員や給水車が避難所に常駐しなくてよい

※平時の水道管路の事故による大規模断水時にも利用可能

# 消防団員の出動手当見直し(案)を決定！

～平成30年4月から災害出動等に伴う費用弁償を増額～



平成30年1月19日

# 消防団員の費用弁償支給の現状

## 消防団員の費用弁償とは

- 費用弁償は、災害出動等の参集に伴う費用として津市消防団条例に基づき支給
- 現在の費用弁償の金額は、合併協議会において合併前の10市町村の費用弁償の加重平均金額に基づき算出

### 課題①

火災をはじめとする各種災害出動において危険を伴う活動又は災害対応における実活動を行った場合とそうでない場合との**費用弁償金額が一律**である

### 課題②

災害出動の費用弁償は、**三重県内27市町の平均額を下回っている**

# 現在の費用弁償金額と県内平均金額

| 活動の種別                               | 津市金額   | 県内平均金額     |
|-------------------------------------|--------|------------|
| 水火災その他の災害に出動した場合                    | 3,600円 | 4,019円     |
| 水火災その他の災害の予防又は警戒に出動した場合             | 3,500円 | 3,526円     |
| 教育及び訓練に出動した場合又は<br>消防団に関する会議に出席した場合 | 3,300円 | 3,589円(訓練) |
|                                     |        | 3,150円(会議) |
| 消防ポンプ自動車等の手入業務に従事した場合               | 1,700円 | 2,797円     |

## 改正の方向性

津市消防団条例に定める3,600円【水火災その他の災害に出動した場合】を基準額とし、**県内の平均額を考慮しつつ活動内容に応じた金額とする**

# 費用弁償金額の改正(案)①

## 災害出動 火災・風水害等で危険を伴う活動を行った場合

危険性が高く活動が長期化

- ▶ 基準額(3,600円)の**2倍**  
 $3,600円 \times 2.0 = 7,200円$

現行

3,600円

増額

改正(案)

7,200円

## 警戒出動 火災・風水害等で危険を伴わない活動を行った場合

危険性がそれ程高くない活動は長期化しない

- ▶ 基準額(3,600円)と**同額**  
 $3,600円 \times 1.0 = 3,600円$

現行

**火災** 3,600円

**風水害** 3,500円

同額

増額

改正(案)

3,600円

3,600円

## 演習・訓練等

県内費用弁償の平均額とほぼ等しい

- ▶ 基準額(3,600円)と**同額**  
 $3,600円 \times 1.0 = 3,600円$

現行

3,300円

増額

改正(案)

3,600円

# 費用弁償金額の改正(案)②

## 会議

日時と場所が確定し平常的な業務

- ▶ 基準額(3,600円)の0.5倍  
 $3,600円 \times 0.5 = 1,800円$

現行

3,300円

見直し

改正(案)

1,800円

## その他

### 点検等

日時と場所が確定し平常的な業務

- ▶ 基準額(3,600円)の0.5倍  
 $3,600円 \times 0.5 = 1,800円$

現行

1,700円

増額

改正(案)

1,800円

平成30年第1回津市議会定例会へ  
津市消防団条例の一部改正案を提出する予定

平成30年4月1日より施行予定

平成30年度当初予算計上予定額 約1億7百万円